

< 川越市 >

速報

川合善明市長、控訴審でも全面棄却で敗訴！

川合善明市長が市民女性 A 氏と代理人・清水勉弁護士、出口かおり弁護士を名誉毀損で訴え全面敗訴となった事件の控訴審判決が 3 月 7 日、東京高等裁判所で言い渡された。

矢尾和子裁判長は、原告川合善明の請求を「いずれも理由がなく棄却するべきである」と判示し、川合市長は東京高裁でも全面敗訴となった。

同判決については後日、本紙で詳細を報じるが、全体として一審判決よりも踏み込んだ内容となっていた。川越市議会は、現役市長に下された東京高等裁判所の判決を重く受け止めるべきである。